

# 仙台市スポンサー花壇事業実施要領

(令和元年6月21日建設局長決裁)

## (目的)

第一条 この要領は「仙台市みどりの基本計画」に基づく、市民協働の推進の一環として、本市で管理している花壇へのスポンサー協賛により、市民や本市を訪れる方々に花や緑による潤いと安らぎを与える花壇の品質を保ちつつ、維持管理費用の低減を推進していくことを目的とする仙台市スポンサー花壇事業の決定の手続き等について、必要な事項を定める。併せて、企業のみどりに関する社会的責任（CSR）活動を促進する。

## (事業内容)

第二条 市長は、本花壇事業に対して協賛する企業・団体等（以下「スポンサー」という。）を市ホームページ等で募り、前条の目的に適う花壇の設置を行うものとする。

## (協賛内容)

第三条 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。

- (一) 協賛金額は、1口当たり3万円とする。
- (二) 複数口の協賛も可能とする。
- (三) 協賛期間は、年度毎の1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
- (四) 既納の協賛金は返還しないものとする。

## (申出資格)

第四条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申出を受理しないものとする。

- (一) 政治的または宗教的目的を主とする団体
- (二) 仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に規定する規制業種に該当する団体

## (協賛手続)

第五条 本花壇事業へ協賛しようとする者は、「協賛申出書」（第1号様式）及び「同意書」（第2号様式）を市長に提出するものとする。

二 前項の「協賛申出書」及び「同意書」の提出を受けたときは、前条の要件に基づき、当該申込書及び添付書類等を審査のうえ、スポンサーを決定する。なお、申出が募集箇所の募集口数を超えた場合は、加えて抽選を行い、スポンサーを決定する。

三 市長はスポンサーを決定した後に、申出者に対し、仙台おもてなし花壇の応募結果について別紙通知書（第3号様式または第4号様式）にて通知するものとする。

四 市長は、スポンサーを決定した後に協賛金の納入を通知するものとする。

五 市長は、花壇へスポンサーの名称等の掲載意向を確認した後、スポンサーの名称等を記したプレートを設置するとともに、スポンサーに「協賛プレート設置完了のお知らせ」（第5号様式）にて通知するものとする。

(継続手続)

第六条 協賛期間終了後、協賛継続を希望する者は、認定期間の終了日の1か月前までに「花壇スポンサーの協賛継続についての確認書」(第6号様式)により協賛継続を希望する旨、百年の杜推進課あて申出を行うものとする。なお、協賛継続の希望があった場合は当該箇所の募集は行わず、希望がない場合は当該箇所の募集を行う。

二 市長は、協賛期間の終了日の1か月前までに協賛継続の希望がない者に対しては、認定期間の終了日を通知するとともに、協賛継続の希望の有無を確認するものとする。

(決定の取り消し)

第七条 スポンサーが第四条各号に該当することとなった場合及び本花壇事業の運営に支障をきたすと認められた事情が発生した場合、市長はスポンサーの決定を取り消し、スポンサーの名称等が記されたプレート等を撤去できるものとする。

二 前項に規定する理由により、スポンサーの決定を取り消された企業・団体等は市に対して、取り消しによって生じた損害について請求することはできない。

(補則)

第八条 この要領に定めるもののほか、本花壇事業の実施に関し必要な事項については、建設局長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年6月24日から施行する。

附則(令和2年2月14日改正)

この改正は、令和2年2月17日から施行する。